



報道関係者 各位

平成30年12月25日

【照会先】

徳島労働局職業安定部 職業対策課
課長 阿部 正治
課長補佐 佐藤 正
障害者雇用担当官 森野 雅行
(電話)088(611)5387

平成30年10月22日に公表した「地方公共団体及び特殊法人における平成29年6月1日現在の障害者任免状況の通報及び障害者雇用状況の報告の再点検結果について」の訂正について

平成30年10月22日に公表した「地方公共団体及び特殊法人における平成29年6月1日現在の障害者任免状況の通報及び障害者雇用状況の報告の再点検結果について」について、下記のとおり訂正いたします。

1. 訂正の概要

- 2の地方公共団体において訂正があり、訂正の結果、徳島県内市町村の合計は以下のとおりとなりました。
 - ・ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数は、7,551.0人から8,556.5人に増加(+1,005.5人)
 - ・ 障害者数は、182.5人から181.5人に減少(-1.0人)
 - ・ 実雇用率は、2.42%から2.12%に減少(▲0.30%)
 - ・ 不足数は、9.5人から26.0人に増加(16.5人)

2. 訂正の理由

- 「常時勤務する職員」の対象範囲の取扱いに係る訂正
 - ・ 障害者雇用率制度の対象となる「常時勤務する職員」の対象範囲を「雇入れのときから1年を超えて勤務する者(見込みを含みます。）」とする取扱いに係る訂正 2機関
鳴門市、小松島市

3. 訂正の経緯

- 平成29年6月1日現在の障害者の任免状況について、地方公共団体の再点検の結果を平成30年10月22日に公表したところですが、その後、一部の機関において、記載に係る留意事項に基づかない取扱いがあったことが確認されたことから、改めて全機関に対してこの留意事項を整理したチェックシートに基づく確認と、これに基づかない取扱いがあった場合の訂正を依頼し、その結果をこの度公表するものです。

I. H29. 6. 1 現在の障害者任免状況通報に係る再点検結果（再点検後の訂正後）

市町村 実雇用率 2.42%⇒2.12% 雇用障害者数 182.5人⇒181.5人

※ 網掛け部分が訂正箇所

※ 再点検前⇒再点検後

	実雇用率の増減(%)	障害者数の増減(人)			不足数の増減(人)
計	2.42 ⇒ 2.12	182.5 ⇒ 181.5	(- 1.0)	9.5 ⇒ 26.0	
徳島市長部局	2.32 ⇒ 2.32	37.0 ⇒ 37.0	(± 0.0)	0.0 ⇒ 0.0	
徳島市水道局	2.74 ⇒ 2.74	4.0 ⇒ 4.0	(± 0.0)	0.0 ⇒ 0.0	
徳島市病院局	0.00 ⇒ 0.00	0.0 ⇒ 0.0	(± 0.0)	4.0 ⇒ 4.0	
鳴門市	2.54 ⇒ 1.81	13.0 ⇒ 13.0	(± 0.0)	0.0 ⇒ 3.0	
小松島市	2.54 ⇒ 1.84	8.0 ⇒ 9.0	(+ 1.0)	0.0 ⇒ 2.0	
阿南市	2.43 ⇒ 1.43	14.0 ⇒ 13.0	(- 1.0)	0.0 ⇒ 7.0	
吉野川市	3.18 ⇒ 2.95	14.0 ⇒ 13.0	(- 1.0)	0.0 ⇒ 0.0	
阿波市	2.11 ⇒ 2.11	8.0 ⇒ 8.0	(± 0.0)	0.0 ⇒ 0.0	
美馬市	2.56 ⇒ 2.56	9.0 ⇒ 9.0	(± 0.0)	0.0 ⇒ 0.0	
三好市	2.66 ⇒ 2.66	11.0 ⇒ 11.0	(± 0.0)	0.0 ⇒ 0.0	
勝浦町	2.08 ⇒ 2.08	3.0 ⇒ 3.0	(± 0.0)	0.0 ⇒ 0.0	
上勝町	0.00 ⇒ 0.00	0.0 ⇒ 0.0	(± 0.0)	1.0 ⇒ 1.0	
佐那河内村	3.85 ⇒ 3.85	2.0 ⇒ 2.0	(± 0.0)	0.0 ⇒ 0.0	
石井町	1.59 ⇒ 1.59	2.5 ⇒ 2.5	(± 0.0)	0.5 ⇒ 0.5	
神山町	3.37 ⇒ 3.37	3.0 ⇒ 3.0	(± 0.0)	0.0 ⇒ 0.0	
那賀町	2.62 ⇒ 2.25	6.0 ⇒ 6.5	(+ 0.5)	0.0 ⇒ 0.0	
牟岐町	0.00 ⇒ 0.00	0.0 ⇒ 0.0	(± 0.0)	1.0 ⇒ 1.0	
美波町	2.74 ⇒ 2.74	4.0 ⇒ 4.0	(± 0.0)	0.0 ⇒ 0.0	
海陽町	2.40 ⇒ 1.93	3.0 ⇒ 3.0	(± 0.0)	0.0 ⇒ 0.0	
松茂町	2.59 ⇒ 2.59	3.0 ⇒ 3.0	(± 0.0)	0.0 ⇒ 0.0	
北島町	1.88 ⇒ 1.88	3.0 ⇒ 3.0	(± 0.0)	0.0 ⇒ 0.0	
藍住町	5.30 ⇒ 5.30	8.0 ⇒ 8.0	(± 0.0)	0.0 ⇒ 0.0	
板野町	3.57 ⇒ 3.57	5.0 ⇒ 5.0	(± 0.0)	0.0 ⇒ 0.0	
上板町	1.55 ⇒ 1.55	2.0 ⇒ 2.0	(± 0.0)	0.0 ⇒ 0.0	
つるぎ町	1.47 ⇒ 1.47	5.0 ⇒ 5.0	(± 0.0)	2.0 ⇒ 2.0	
東みよし町	4.65 ⇒ 4.65	6.0 ⇒ 6.0	(± 0.0)	0.0 ⇒ 0.0	
阿南市教育委員会	2.72 ⇒ 1.00	4.0 ⇒ 3.5	(- 0.5)	0.0 ⇒ 4.5	
三好市教育委員会	0.00 ⇒ 0.00	0.0 ⇒ 0.0	(± 0.0)	1.0 ⇒ 1.0	
松茂町教育委員会	2.82 ⇒ 2.82	2.0 ⇒ 2.0	(± 0.0)	0.0 ⇒ 0.0	
北島町教育委員会	1.61 ⇒ 1.61	1.0 ⇒ 1.0	(± 0.0)	0.0 ⇒ 0.0	
藍住町教育委員会	4.17 ⇒ 4.17	2.0 ⇒ 2.0	(± 0.0)	0.0 ⇒ 0.0	

再点検結果の詳細

参考1

1 徳島県内市町村(※)における再点検に基づき報告された数値は以下のとおりです。

(※)市町村の機関は下記5の市町村教育委員会以外の市町村教育委員会を含む。

(1) 平成29年6月1日時点 徳島県内市町村の状況(法定雇用率2.3%)(再点検後の訂正後)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
計	8556.5	181.5	2.12	26.0	
徳島市長部局	1596.0	37.0	2.32	0.0	
徳島市水道局	146.0	4.0	2.74	0.0	
徳島市病院局	196.5	0.0	0.00	4.0	
鳴門市	720.0	13.0	1.81	3.0	特例認定
小松島市	489.0	9.0	1.84	2.0	特例認定
阿南市	907.0	13.0	1.43	7.0	
吉野川市	440.5	13.0	2.95	0.0	特例認定
阿波市	379.0	8.0	2.11	0.0	特例認定
美馬市	351.5	9.0	2.56	0.0	特例認定
三好市	413.0	11.0	2.66	0.0	
勝浦町	144.0	3.0	2.08	0.0	
上勝町	78.0	0.0	0.00	1.0	
石井町	157.5	2.5	1.59	0.5	
神山町	89.0	3.0	3.37	0.0	
佐那河内村	52.0	2.0	3.85	0.0	特例認定
那賀町	288.5	6.5	2.25	0.0	
牟岐町	62.0	0.0	0.00	1.0	
美波町	146.0	4.0	2.74	0.0	特例認定
海陽町	155.5	3.0	1.93	0.0	
松茂町	116.0	3.0	2.59	0.0	
北島町	160.0	3.0	1.88	0.0	
藍住町	151.0	8.0	5.30	0.0	
板野町	140.0	5.0	3.57	0.0	
上板町	129.0	2.0	1.55	0.0	
つるぎ町	340.0	5.0	1.47	2.0	
東みよし町	129.0	6.0	4.65	0.0	
阿南市教育委員会	349.5	3.5	1.00	4.5	
三好市教育委員会	50.0	0.0	0.00	1.0	
松茂町教育委員会	71.0	2.0	2.82	0.0	
北島町教育委員会	62.0	1.0	1.61	0.0	
藍住町教育委員会	48.0	2.0	4.17	0.0	

(2) 平成29年6月1日時点 徳島県内市町村の状況 (法定雇用率2.3%) (再点検前)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
計	7551.0	182.5	2.42	9.5	
徳島市長部局	1596.0	37.0	2.32	0.0	
徳島水道局	146.0	4.0	2.74	0.0	
徳島病院局	196.5	0.0	0.00	4.0	
鳴門市	512.5	13.0	2.54	0.0	特例認定
小松島市	315.0	8.0	2.54	0.0	特例認定
阿南市	575.0	14.0	2.43	0.0	
吉野川市	440.5	14.0	3.18	0.0	特例認定
阿波市	379.0	8.0	2.11	0.0	特例認定
美馬市	352.0	9.0	2.56	0.0	特例認定
三好市	413.0	11.0	2.66	0.0	
勝浦町	144.0	3.0	2.08	0.0	
上勝町	78.0	0.0	0.00	1.0	
石井町	157.5	2.5	1.59	0.5	
神山町	89.0	3.0	3.37	0.0	
佐那河内村	52.0	2.0	3.85	0.0	特例認定
那賀町	229.0	6.0	2.62	0.0	
牟岐町	62.0	0.0	0.00	1.0	
美波町	146.0	4.0	2.74	0.0	特例認定
海陽町	125.0	3.0	2.40	0.0	
松茂町	116.0	3.0	2.59	0.0	
北島町	160.0	3.0	1.88	0.0	
藍住町	151.0	8.0	5.30	0.0	
板野町	140.0	5.0	3.57	0.0	
上板町	129.0	2.0	1.55	0.0	
つるぎ町	340.0	5.0	1.47	2.0	
東みよし町	129.0	6.0	4.65	0.0	
阿南市教育委員会	147.0	4.0	2.72	0.0	
三好市教育委員会	50.0	0.0	0.00	1.0	
松茂町教育委員会	71.0	2.0	2.82	0.0	
北島町教育委員会	62.0	1.0	1.61	0.0	
藍住町教育委員会	48.0	2.0	4.17	0.0	

【再点検結果の詳細】の各表に関する注記】

- 注1 各表(「地方独立行政法人等」の表を除く。)における、①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 注2 「地方独立行政法人等」の表における、①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 注3 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 注4 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 注5 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
- したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 注6 「備考」欄の都道府県又は市町村の「特例認定」とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定により、当該機関(B)に勤務する職員を当該機関(A)に勤務する職員とみなす特例が適用されているものである。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | | |
|---------------|----|---|--|
| ○ 民間企業 | …… | { | 一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%]
（45.5人〔50人〕以上規模の企業）
特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%]
〔労働者数40人〔43.5人〕以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等 |
| ○ 国、地方公共団体 | …… | | 2. 5% [2. 3%]
（40人〔43.5人〕以上規模の機関） |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | …… | | 2. 4% [2. 2%]
（42人〔45.5〕以上規模の機関） |

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

障害者雇用義務制度及び障害者である職員の任免状況に関する通報について

(制度の概要)

- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）は、国や地方公共団体、独立行政法人等、民間企業に対して、従業員の法定雇用率以上の障害者の雇用に義務付けています。

※法定雇用率

国、地方公共団体	2.5% (平成 30 年 4 月から。平成 29 年 6 月 1 日時点は 2.3%)
都道府県等教育委員会	2.4% (平成 30 年 4 月から。平成 29 年 6 月 1 日時点は 2.2%)
独立行政法人等	2.5% (平成 30 年 4 月から。平成 29 年 6 月 1 日時点は 2.3%)
民間企業	2.2% (平成 30 年 4 月から。平成 29 年 6 月 1 日時点は 2.0%)

- 地方公共団体の機関は、法第 40 条に基づき、毎年、障害者である職員の任免に関する状況を、厚生労働大臣（市町村にあつては都道府県労働局長）に通報しなければならないこととされており、同法施行令第 8 条に基づき、毎年 6 月 1 日現在の状況を通報することとされています。

また、独立行政法人等は、法第 43 条第 7 項に基づき、毎年、障害者である労働者の雇用に関する状況を、公共職業安定所長に報告しなければならないこととされており、同法施行規則第 8 条に基づき、毎年 6 月 1 日現在の状況を報告することとされています。

(制度の対象となる障害者の範囲)

- 障害者雇用義務制度の対象となる障害者は、法第 37 条第 2 項において、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限る）とされています。
- 身体障害者については、法第 2 条第 2 号において、「身体障害がある者であつて別表に掲げる障害があるものをいう。」とされています。

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）（抄）

別表 障害の範囲（第二条、第四十八条関係）

- 一 次に掲げる視覚障害で永続するもの
 - イ 両眼の視力（万国式視力表によつて測つたものをいい、屈折異状がある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。）がそれぞれ〇・一以下のもの
 - ロ 一眼の視力が〇・〇二以下、他眼の視力が〇・六以下のもの
 - ハ 両眼の視野がそれぞれ一〇度以内のもの
 - ニ 両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの
- 二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で永続するもの
 - イ 両耳の聴力レベルがそれぞれ七〇デシベル以上のもの
 - ロ 一耳の聴力レベルが九〇デシベル以上、他耳の聴力レベルが五〇デシベル以上のもの
 - ハ 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの
 - ニ 平衡機能の著しい障害
- 三 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害
 - イ 音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失
 - ロ 音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害で、永続するもの
- 四 次に掲げる肢体不自由
 - イ 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で永続するもの
 - ロ 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
 - ハ 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
 - ニ 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの
 - ホ 両下肢のすべての指を欠くもの

へ イからホまでに掲げるもののほか、その程度がイからホまでに掲げる障害の程度以上であると認められる障害

五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害（注：政令第 27 条により、ぼうこう又は直腸の機能の障害、小腸の機能の障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害、肝臓の機能の障害が該当するものとされている）で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

○ 身体障害者について、「別表に掲げる障害があるもの」であることの確認は、身体障害者手帳によることが原則となりますが、身体障害者手帳を所持しない者について、当分の間、身体障害者福祉法による指定医や産業医による診断書・意見書によることも差し支えないものとしています。

○ 知的障害者については、法第 2 条第 4 号において、「知的障害がある者であつて厚生労働省令で定めるものをいう。」とされています。法施行規則（昭和 51 年労働省令第 38 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 2 において、「法第 2 条第 4 号の厚生労働省令で定める知的障害がある者（以下「知的障害者」という。）は、児童相談所、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 9 条第 6 項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「精神保健福祉法」という。）第 6 条第 1 項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は法第 19 条の障害者職業センター（次条において「知的障害者判定機関」という。）により知的障害があると判定された者とする。」とされています。

○ 精神障害者については、法第 37 条第 2 項において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限るとされています。
（障害者の範囲の通知）

○ これらの取扱いについては、障害者雇用義務制度の創設に伴って昭和 51 年 10 月 1 日付けで労働省職業安定局長から各都道府県知事あて発出した

「改正身体障害者雇用促進法の施行について」

（昭和 51 年 10 月 1 日 労働省職業安定局長から各都道府県知事あて）<抄>

第 2 身体障害者及び重度障害者の範囲

3 身体障害者であることの確認

身体障害者であることの確認は、原則として身体障害者手帳によって行うものとするが、身体障害者手帳を所持しない者については、次の(1)及び(2)による医師の診断書によって確認するものとする（別添の「参考身体障害者程度等級表判定基準」を参照のこと）。（略）

(1) 身体障害者福祉法第 15 条の規定により都道府県知事の定める医師（以下「福祉法 15 条指定医」という。なお、身体障害者手帳の交付を受けようとするときは、この医師の診断書を添えて都道府県知事に申請しなければならないこととされている。）又は労働安全衛生法第 13 条に規定する産業医により法別表に掲げる身体障害を有するとの診断書（ただし、心臓、じん臓又は呼吸器の障害については、当分の間、福祉法第 15 条指定医によるものに限る。）を受けること。

(2) (1)の診断書は、障害の種類及び程度並びに法別表に掲げる障害に該当する旨を記載したものとすること。

「改正身体障害者雇用促進法の施行について」に記載されています。

○ また、平成 17 年に策定された「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」においては、障害者雇用義務制度及び障害者雇用納付金制度の対象となる障害者の範囲について、身体障害者、知的障害者及び精神障害者であつて、障害者手帳等によって確認することとされている旨を明記

するとともに、「身体障害者については、当分の間、都道府県知事の定める医師若しくは産業医による障害者雇用促進法別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（ただし、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害については、当分の間、指定医によるものに限る。）によって確認を行うことも認められています。」との注記をしています。

「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」（抄）

3. 制度の対象となる障害者の範囲

（1）制度の対象となる障害者の範囲

① 障害者手帳等による確認

障害者雇用義務制度及び障害者雇用納付金制度の対象となる障害者の範囲は、身体障害者、知的障害者、及び精神障害者であって、以下の障害者手帳等によって確認することとされています。

- 身体障害者については、身体障害者手帳
- 知的障害者については、（イ）都道府県知事又は政令指定都市市長が交付する療育手帳（自治体によっては別の名称を用いる場合があります。例えば東京都においては愛の手帳。）又は（ロ）児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる判定書
- 精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳（平成18年4月以降）

身体障害者については、当分の間、都道府県知事の定める医師若しくは産業医による障害者雇用促進法別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（ただし、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害については、当分の間、指定医によるものに限る。）によって確認を行うことも認められています。